

厚生労働大臣が定める基準

- 岩下病院は（以下、当院とする）厚生労働大臣が定める基準による診療を行っている指定保険医療機関です。
- 入院基本料について
当院は、1日に入院患者13人に対して、1人以上の看護職員を配置しています。なお詳細につきましては、「入院基本料に関する事項」をご覧ください。（各階、病棟に掲示を行っています。）
- 当院では、入院の際に医師・看護師等が共同し、患者さんに関する入院診療計画を作成し、7日以内に文書により説明を行い、お渡しします。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしています。
- 明細書発行体制について
当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担が無い方も含め、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。
なお、明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、明細書の発行を希望されない方は、診療の受付時に窓口にてお申し出ください。

岩下病院